

知的財産

提出日：平成 18 年 8 月 25 日

提出先：特許庁総務部国際課地域政策室

平成 18 年 8 月 25 日

特許庁総務部国際課地域政策室

地域政策班長 菅原 浩二 殿

中国専利法第3次改正案に対する意見

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

中国専利法第3次改正に関し、国家知識産権局(SIPO)より専利法改正案が掲示され、同改正案に対するパブリックコメントの募集がなされておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 部分意匠制度の導入を要望

(専利法改正案第2条)

専利法改正案第2条の意匠の定義に、意匠権の強化のために部分意匠制度の導入を要望するが、現行の無審査主義のもとで部分意匠制度が導入された場合 権利濫用のおそれが一層生じる可能性が予想されるので、部分意匠制度の導入については、意匠実体審査の採用とあわせて導入を要望する。

2. 職務発明についての要望

(専利法改正案第6条)

専利法改正案第6条では、「職務発明」の定義範囲が狭くなり、「会社の物質・技術的条件を利用して完成された発明」は、会社と従業員との間に別途取決めがない限り、会社は通常実施権のみが与えられるように規定されている。ここで規定されている「取決め」は、逐条解説では、「契約」と表現されており、個別の労働契約だとすると、現在、個々の従業員と締結している個別契約を更改しなければならないので、就業規則や発明考案規定のような集会的な取決めでもいよいよ明記していただきたい。

3. 意匠の実施行為へ「販売の申し出」を追加することを要望

(専利法改正案第 11 条)

IIPPF 訪中ミッションの建議事項としても挙げられているが、展示会での侵害物品の展示行為を排除し得るよう、発明・実用新案と同様に、意匠の実施行為に「販売の申し出」を加えていただきたい。

4. 意匠権の無効事由に創作容易性の採用を要望

(専利法改正案第 23 条)

専利法改正案 23 条に、意匠の登録要件として創作容易性が盛り込まれていることについては非常に評価できるので、案文のとおり改正頂くよう強く希求する。

5. 冒認意匠特許出願及び冒認意匠特許出願に基づく意匠特許の使用行為についての要望

(専利法改正案 参考条文 第 45 条、A10 条、58 条、59 条)

冒認意匠特許出願(他者のデザインをコピーし、自己の創作と偽って意匠特許を出願する行為)に基づく意匠特許を無効とする規定を設けていただきたい。また、改定案において、現有設計であることを知りながら、他人が自己の特許を侵害したと悪意で主張した場合、損害賠償が請求できるように規定されていることから、冒認意匠特許出願を行った場合、及び冒認意匠特許を使用した場合にも、同様に民事責任を課すような規定を設けていただきたい。

6. デザイン模倣品対策の強化を図るため、下記の改正項目の実現を要望

デザイン模倣品対策の強化を図る上で、下記の改正案は非常に評価できる。案文どおりに改正頂くよう強く希求する。

(専利法改正案第 23 条)新規性判断における公用に関する世界主義の採用

(同改正案第 31 条)類似意匠制度

(同改正案第 A6 条)意匠権利行使の際の検索報告書提示の義務化

(同改正案第 A10 条)公知意匠の抗弁、公知意匠を含む権利の悪意の行使

7. 先使用権制度について

(専利法改正案第63条第2号)

専利法改正案第 63 条第 2 号では、先使用の範囲を「…元の範囲内だけで引き続き…」と規定している。この文言は従前からあり、この文言により、「同じ製品の製造規模の拡大は図れない」と解釈されてきたが、本改正案においては、このような解釈をされないようにするための修正をしていただけるよう要望する。

即ち、日本国特許法第 79 条に規定されているように、「…その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲において…」と同趣旨の文言になるように修正を要望する。

以上